

# 細谷宝木地区のまちづくり

## 地区計画の手引き

宇 都 宮 市

# 目 次

1. はじめに 地区計画制度とは・・・・・・・・・・ 1
2. 地区計画の内容・・・・・・・・・・ 2
3. 地区計画の内容の趣旨と解説・・・・・・・・・・ 3
4. 新築や増改築の際の手続き・・・・・・・・・・ 14
5. 計画書・・・・・・・・・・ 18
6. 計画図・・・・・・・・・・ 20

# 1. はじめに ——— 地区計画制度とは

細谷宝木地区においては、細谷宝木土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの公共施設が整備され、良好な宅地が創出されることから、閑静で良好な住宅地の創出や、宇都宮環状道路に隣接する特性を活かした周辺地区の生活利便性の向上を図るとともに、将来においても周辺環境と調和した快適で良好な居住環境が維持・保全されるよう「細谷宝木地区地区計画」を都市計画に決めました。

## 【地区計画とは】

地区計画は、特定の地区内において、良好な市街地環境の形成・保持のため、施設整備・建築物の整備・土地利用に関する一体的かつ総合的な計画で、地区にふさわしいきめ細かいルールを定めるものです。

「地区計画」が都市計画として決定されますと、その地域で建築などを行うときには、地区計画の内容を守っていただく必要があります（建築などを行う前に市へ届出をしていただきます）。地区計画の内容に合わない場合には、設計の変更をお願いすることになります。

このパンフレットは、「細谷宝木地区地区計画」の内容を知っていただくためのものです。

## 2. 地区計画の内容

細谷宝木地区は、住宅を主体とする『南地区』、店舗を主体とする『北地区』、宇都宮環状道路沿道に適した土地利用を図る『沿道地区』の3つの地区に分けて、それぞれの地区特性を活かした将来にわたり、快適で良好な居住環境の形成を目指します。

地区名	南地区	北地区	沿道地区
地区の概要	周辺の住居地域と調和した閑静で良好な住宅地の形成を図る地区です。	周辺の住居地域に調和しながら、商業施設等を誘導し、周辺地域の生活利便性の向上を図る地区です。	沿道サービス施設を誘導しながら、道路利用者の利便性、周辺地域の生活利便性の向上を図る地区です。

細谷宝木地区で定められた建築物等に関する主な制限は、次の通りです。なお、地区計画についての詳しい内容については、3～13ページをご覧ください。

地区名	南地区	北地区	沿道地区
建築物等の用途	それぞれの地区にふさわしい用途とします。 (3～6ページ)		
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡		
容積率、建ぺい率の最高限度	容積率80% 建ぺい率50%	—	—
建築物等の高さの制限	10m	12m	—
壁面等の位置の制限	隣地境界、道路境界から後退距離1.0m以上	道路境界から後退距離1.0m以上	
建築物の形態又は意匠	原色を避け、良好な街並みにふさわしい落ち着いた色調とする。		
垣又はさくの構造	道路面は原則1.5m以下の生垣又は1.5m以下の透視可能なフェンス	—	
その他 (工作物に関する制限)	—	建築物と一体に設置する場合であっても地盤面から1.5m以下	—

### 3. 地区計画の内容の趣旨と解説

#### ○建築物の用途の制限

##### 【南地区】

一戸建住宅を中心とした閑静で良好な環境の住宅地を形成するために、次の用途に利用するものだけが建築できます。

1. 一戸建て住宅
2. 兼用住宅で、50㎡以下かつ延べ面積の1/2未満の店舗や事務所を兼ねるもの
3. 診療所
4. 巡査派出所や公衆電話所
5. 上記の建築物に附属するもの

#### 解説

- ・ 周辺の住居地域と調和した閑静で良好な住宅地の形成を図るため、共同住宅や長屋住宅等を建築することができません。
- ・ 店舗や事務所は、住宅と兼用されたもので、店舗や事務所の部分が全体の2分の1未満、かつ、50㎡（約15坪）以下までのものが建築できます。店舗や事務所の種類は次ページの通りです。

### 建築基準法施行令第 130 条の 3 参照

- ・ 事務所（汚物運搬用自動車，危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地に設けて業務を運営するものを除く。）
  - ・ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
  - ・ 理髪店，美容院，クリーニング取次店，質屋，貸衣装屋，貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - ・ 洋服店，畳屋，建具屋，自転車店，家庭電器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては，その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
  - ・ 自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋その他これらに類する店舗（原動機を使用する場合にあっては，その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
  - ・ 学習塾，華道教室，囲碁教室その他これらに類する施設
  - ・ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては，その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- ・ 診療所とは，医療法に規定されているものの他に，歯科診療所や整骨院，鍼灸治療院等が該当します。動物病院等は，これに該当しませんので建築することはできません。

## 【北地区】

周辺の住居地域に調和しながら，商業施設等を誘導し，周辺地域の生活利便性の向上を図るため，第一種住居地域に建てられる用途の中で，次の用途については建築することはできません。

1. 集会所（地域集会所を除く）
2. 床面積の合計が 15 m<sup>2</sup>を超える畜舎

## 解 説

- ・ 北地区は，第一種住居地域と準住居地域の用途地域が指定されていますが，土地区画整理事業で，一体として基盤が整備されることから，計画的な土地利用を図るため，第一種住居地域の用途制限に統一したうえで，周辺地域の生活利便性の向上を図りながら，周辺環境と調和した快適で良好な住居環境が維持・保全するため，近隣住民を対象とした公民館，集会所を除く「集会所（＝葬儀場，セレモニーホール）」と「畜舎」（15 m<sup>2</sup>超）の用途を制限します。

### 【沿道地区】

沿道サービス施設を誘導しながら、道路利用者の利便性、周辺地域の生活利便性の向上を図るために、準住居地域に建てられる用途の中で、次の用途は建築することはできません。

1. 集会所（地域集会所を除く）
2. 床面積の合計が 15 m<sup>2</sup>を超える畜舎

### 解 説

- ・ 準住居地域に建てられる用途の中で、道路利用者の利便性、周辺地域の生活利便性の向上を図りながら、周辺環境と調和した快適で良好な住居環境が維持・保全するため、近隣住民を対象とした公民館、集会所を除く「集会所（＝葬儀場、セレモニーホール）」と「畜舎」（15 m<sup>2</sup>超）の用途を制限します。



## ○敷地面積の最低限度の制限

### 【全地区】

敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を

**165平方メートル**

とします。

### 趣 旨

公園や道路などがきれいに整備された新しい住宅地にふさわしいゆとりのあるまち並みをつくるため、敷地面積の最低限度を定めます。

このことによって、宅地を細かく分割することによる建て詰まりを防止し、宅地内に、日照・通風・採光等を確保するための適正な空間を確保します。

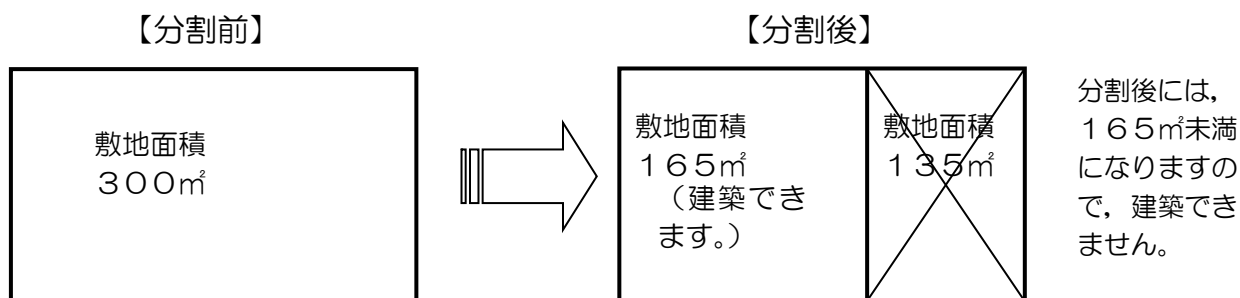
### 解 説

建築物の敷地面積は、原則として165㎡以上としなければなりません。

敷地を分割して、165㎡未満になると、その敷地には建築することができなくなります。

### 【例】

現在、300㎡の敷地を持っている方が、分割して165㎡と135㎡の敷地にすると、135㎡の敷地には、建築することができなくなります。



## ○建築物の容積率・建ぺい率

### 【南地区】

周辺の住居地域と調和した閑静で良好な住宅地の形成を図るため、建築物の敷地面積に対する延べ床面積の割合（容積率）は80%、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合（建ぺい率）は50%を最高限度とします。

## ○建築物の高さの制限

### 【南地区】

周辺の住居地域と調和した閑静で良好な居住環境を維持するため、建築物の最高の高さは10メートル以下としなければなりません。

### 【北地区】

周辺の住居地域に調和するため、建築物の最高の高さ12メートル以下としなければなりません。

## ○壁面の位置の制限

### 【南地区】

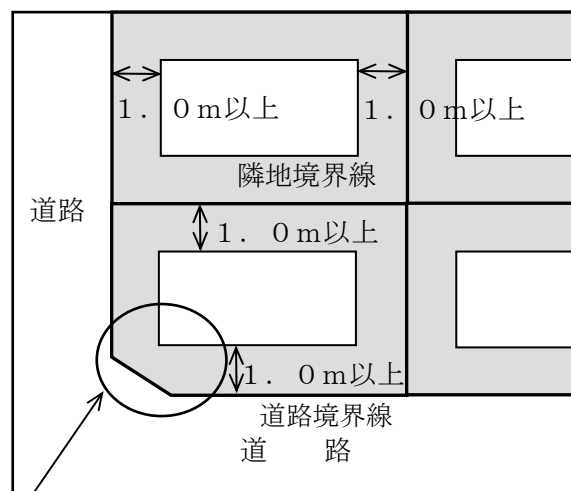
建築物の外壁や柱などは，原則として道路境界線，隣地境界線から1メートル以上離さなければなりません。

### 【北地区，沿道地区】

建築物の外壁や柱などは，原則として道路境界線から1メートル以上離さなければなりません。

## 趣 旨

日照や通風の確保，また，広がりのある空間や植樹スペースを確保して，ゆとりのある緑豊かなまち並みをつくるために，建築物を道路や隣地から後退して建築していただく制限を定めております。



壁面の位置の制限は，道路の隅切り部分については，緩和されます。

### 【壁面位置の制限の緩和】

次の建築物や建築物の部分については，壁面の位置の制限が緩和されます。

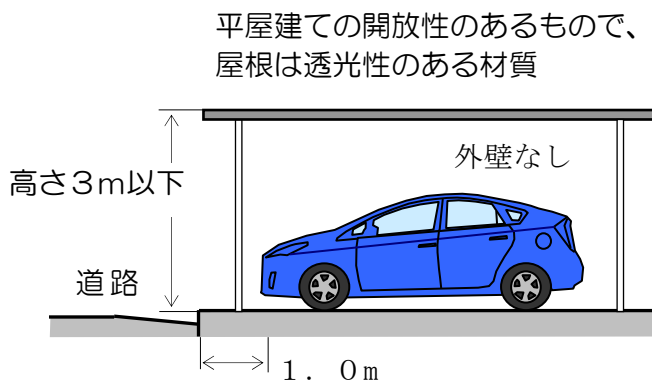
- 1 高さ3メートル以下の車庫（平屋建ての開放性のあるもので，かつ，屋根を透光性のある材質で葺いたものに限る。）
- 2 建築物に附属する物置等
- 3 出窓等の局部的に突出する部分（道路境界線側に限る。）

## 解説

### 【壁面の後退が緩和される建築物または建築物の部分】

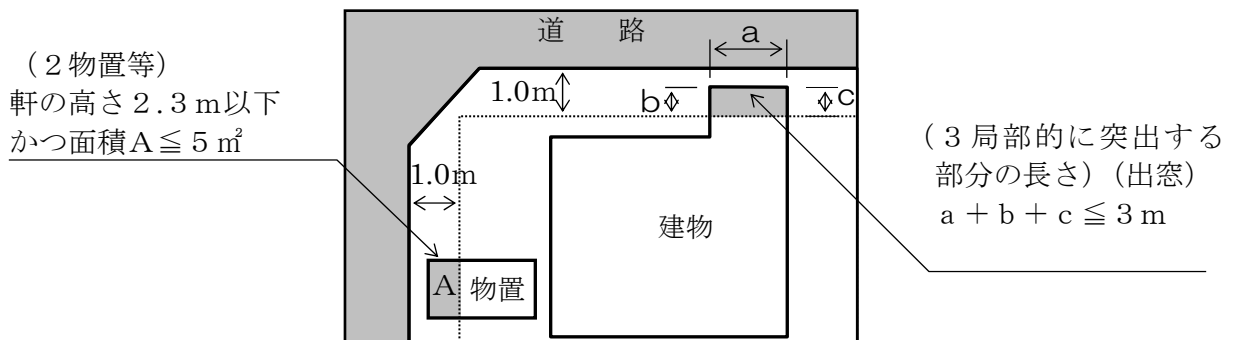
- 1 車庫で高さが3m以下のものは、突出して建築することができます。この場合の車庫は、平屋建ての開放性のあるもの（外壁を有しないもの等）で、屋根を透光性のある材質で葺いたものにしなければなりません。

〈建築できます〉



- 2 附属する物置等で、軒の高さが2.3m以下のものは、延べ面積5㎡までは突出して建築することができます。
- 3 道路境界線から1.0mに満たない距離にある出窓等【窓台かつが床から0.3m以上の高さにある（地袋は対象外）】は、突出している部分の外壁や柱の中心線の長さの合計が3mまでは緩和されます。

（この場合、隣地境界線側についての緩和はありません。）



## ○ 建築物等の形態又は意匠の制限

### 【全地区】

外壁・屋根の色彩は、原色を避けて、良好なまち並みにふさわしい落ち着いた色調とします。

### 趣 旨

まち並みを決める大切なものの1つに「色彩」があります。住宅の外壁や屋根には刺激的な原色などの使用を避け、落ち着いたまち並みにより、魅力ある住宅団地の形成を目指します。

また、看板や車庫等を設置する場合は、周辺との調和のとれたものにしてください。

## ○ 垣又はさくの構造の制限

### 【南地区】

塀の構造は生垣とし、生垣の仕上がり高は1.5m以下とします。

ただし、道路との境界部分などは、1.5m以下の透視可能なフェンスとすることができます。この場合、基礎の高さは0.6m以下とし、全体の仕上がり高は1.5m以下とします。

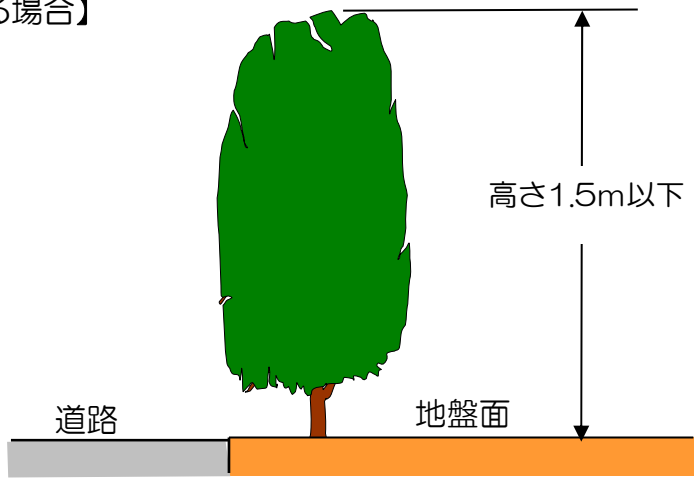
### 趣 旨

緑豊かなまち並みをつくとともに、震災時の防災や景観を考えて、垣又はさくの構造の制限を設けます。

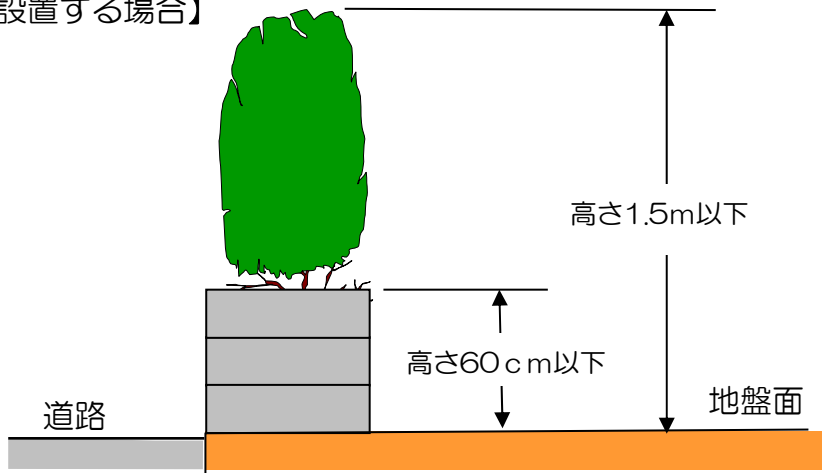
また、まち並みの美しさを考え、生垣等の高さにも制限を設けます。

解説

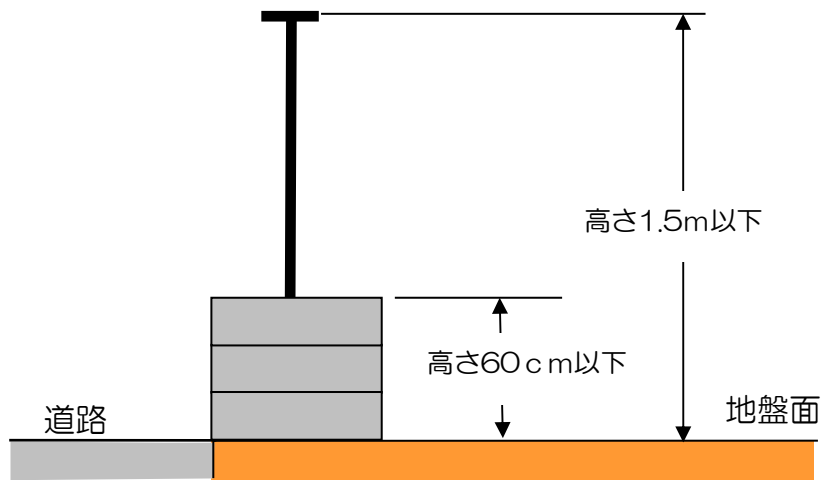
【生垣を設置する場合】



【生垣に基礎を設置する場合】



【フェンスを設置する場合】



## ○その他の制限

### 【北地区】

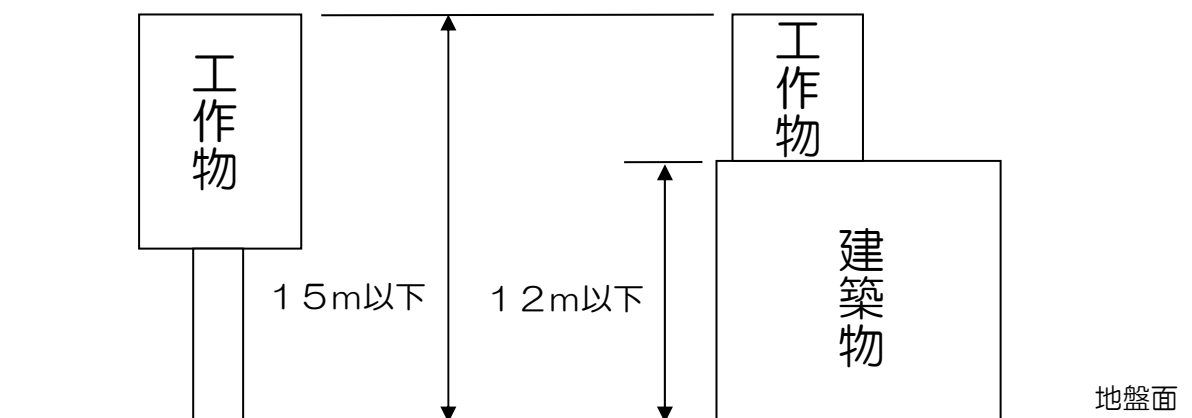
工作物の高さは、建築物と一体に設置する場合であっても地盤面から15m以下とします。

### 趣 旨

地区内の良好な景観形成や周辺住宅地への日照，通風を適正に確保するため，工作物の高さを制限します。

### 解 説

建築物の屋上などに工作物を設置する場合は，建築物と合わせて15m以下とします。



## 4. 新築や増改築の際の手続き

地区計画区域内に建築物を建築したり宅地造成等を行う場合には届出をしていただき、地区計画の内容に沿った建築等の計画であるかどうかを判断いたします。

### 届出の必要な行為

届出が必要な行為は、次のとおりです。

行 為	内 容 の 説 明
(1) 土地の区画形質の変更	切土や盛土、区画などの変更をいいます。
(2) 建築物の建築 又は工作物の建築	建築物には、家屋はもちろん車庫、物置、建築物に附属する門や塀などが含まれます。 「建築」とは、新築、増改築、移転、修繕のことをいいます。 「工作物」とは、垣、さく、塀、門、広告塔、看板などをいいます。
(3) 建築物の用途の変更	建築物を他の用途の利用に変更することをいいます。
(4) 建築物等の形態 又は意匠の変更	建築物等の屋根・外壁の色彩の変更や擁壁の形質の変更、垣又はさくの構造の変更などをいいます。
(5) 木竹の伐採	通常管理行為（間伐、整枝等木竹の保育のための伐採、枯損または危険な木竹の伐採、自家の生活のために必要な伐採等）の範囲を越えて木竹を伐採する場合をいいます。



## 地区計画に適合しないと・・

本市の地区計画制度の運用上、地区計画に適合していることが確認できない場合、届出は受理できません。地区計画の届出が受理できない場合、確認申請を受けられない場合があります。

## 届出の方法

次の書類を添えて、建築指導課まで届けてください。

### 1. 届出書類

- (1) 地区計画の区域内における行為の届出書 2通（正1・副1）16頁参照

※用紙は宇都宮市のホームページから入手できます。

(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>)。

- (2) 設計図書

17頁の「届出書に必要な添付図書」により指定された図面を、上記の(1)届出書に添付してください。

### 2. 届出先

宇都宮市都市整備部建築指導課

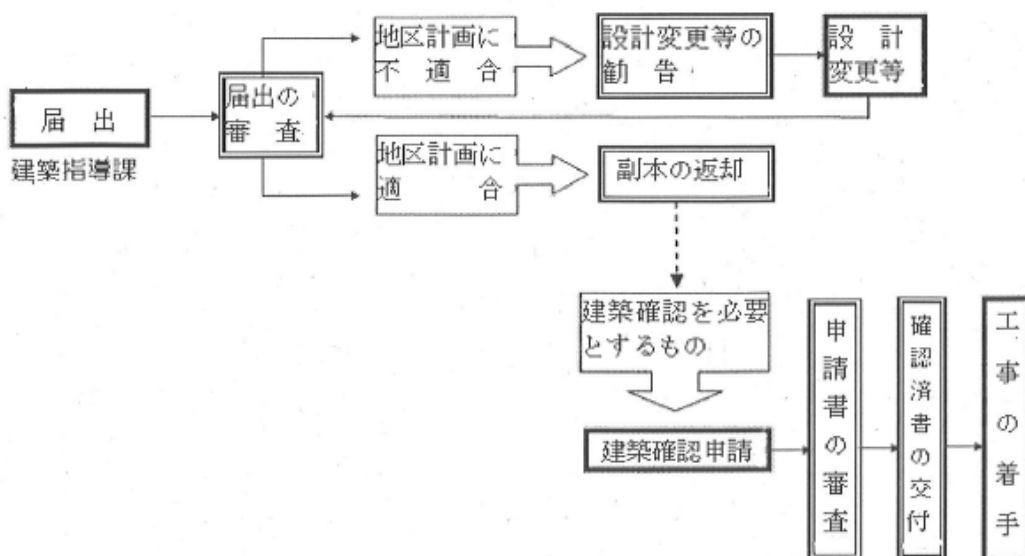
TEL028-632-2576

### 3. 届出時期

工事（行為）着手日の30日前までに届けてください。

なお、設計や施工方法などを変更した場合は、上記1の(1)から(2)までの書類・図面を再度提出していただくことになります。

## 届出から工事着手まで



# 届出書の書き方

届出書は、下記の例を参考に書いてください。

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

**記入例**

地区計画  
○○○○○○地区 の区域内における行為の届出書  
 宇都宮市長 殿 平成○○年 ○月 ○日

届出者 住所 宇都宮市△△町△△番地  
 氏名 宇都宮 太郎 印  
 (電話番号) ○○○-○○○-○○○○

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

- 土地の区画形質の変更
  - 建築物の建築又は工作物の建設**
  - 建築物等の用途の変更
  - 建築物等の形態又は意匠の変更
  - 木竹の伐採
- について、下記により届けます。

記

- 1 行為の場所 宇都宮市 ○○○町○○番地
- 5 行為の着手予定日 平成○○年 ○月 ○日
- 6 行為の完了予定日 平成○○年 ○月 ○日
- 7 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積		㎡
建築物の建築又は工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i)敷地面積			○○○ ㎡
	(ii)建築又は建設面積	○○○ ㎡	○○○ ㎡	○○○ ㎡
	(iii)延べ面積	○○○ ㎡ ( ㎡)	○○○ ㎡ ( ㎡)	○○○ ㎡ ( ㎡)
	(iv)高さ 地盤面から ○○ m 階数 ○ 階	(v)用途 ○○○○	(vi)垣又はさくの構造 例:生垣 H= ○m	
	(vii)屋根及び外壁の色彩	屋根: グレー	壁: ベージュ	
(3) 建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積			㎡

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行なう場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
  - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

受付欄	連絡先	受理書の交付年月日
	住所	平成 年 月 日
	氏名	
	電話	

## 届出書に必要な添付図書

届出に必要な図書は、下記のとおりです。

行 為 の 種 別	図 書	縮 尺	備 考
(1) 土地の区画形質 の変更	区 域 図	1/1000 以上	当該土地の区域並びに当該区域及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設 計 図	1/100 以上	造成計画図及び断面図
(2) 建築物の建築又は 工作物の建設  (3) 建築物等の用途 の変更	付 近 見 取 図	1/1000 以上	方位、道路及び目標となる地物の表示
	配 置 図	1/100 以上	敷地内における建築物の位置を表示(境界から壁面までの距離を記入)
	立 面 図 ( 2 面 以 上 ) 各 階 平 面 図	1/50 以上	建築物の高さ、軒高、道路面から地盤面までの高さ、外壁・屋根・野外広告物の色彩を表示
	※垣、さくの設置 平 面 図	1/100 以上	垣又はさくを設置する場合、配置図を基に、門、垣、塀、植栽などを記載したもの
(4) 建築物等の形態 又は意匠の変更	付 近 見 取 図	1/1000 以上	(2)(3)の備考参照
	配 置 図	1/100 以上	
	立 面 図	1/50 以上	
	※垣、さくの設置 平 面 図	1/100 以上	
	※垣、さくの設置 立 面 図	1/50 以上	

※1. 必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付してください。

2. 届出書の体裁は、添付図面をA4版に折り、届出書を表紙につけて、左とじにして提出してください。

## 宇都宮都市計画地区計画の決定（宇都宮市決定）

都市計画細谷宝木地区地区計画を次のように決定する。  
「地区計画区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

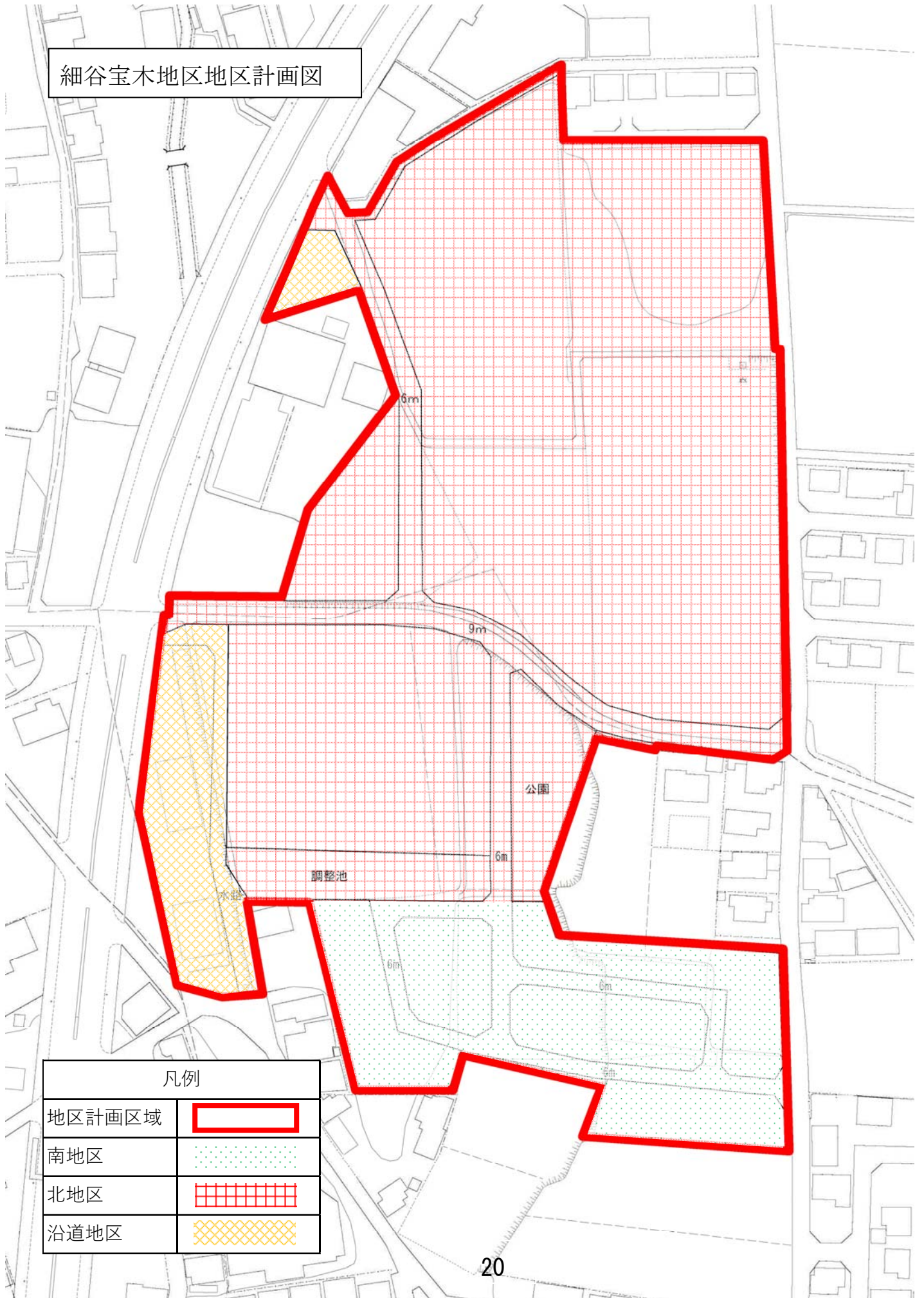
名 称		細谷宝木地区地区計画			
位 置		宇都宮市宝木町一丁目及び細谷町地内			
面 積		約5.4ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、宇都宮環状道路に隣接し、道路が整備されてからは沿線には店舗の立地や、周辺ではミニ開発等の進展により宅地化が進展している。</p> <p>そのような環境の中、細谷宝木土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの公共施設が整備され、良好な宅地が創出されることから、閑静で良好な住宅地の創出や、宇都宮環状道路に隣接する特性を活かした周辺地区の生活利便性の向上を図るとともに、将来においても周辺環境と調和した快適で良好な居住環境が維持・保全するものである。</p>			
	その他の当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>(土地利用の方針)</p> <p>細谷宝木地区は、住宅を主体とする『南地区』、店舗を主体とする『北地区』、宇都宮環状道路沿道に適した土地利用を図る『沿道地区』の3つの地区に分けて、それぞれの地区特性を活かした将来にわたり、快適で良好な居住環境の形成を目指す。</p> <p>南地区：周辺の住居地域と調和した閑静で良好な住宅地の形成を図る。</p> <p>北地区：周辺の住居地域に調和しながら、商業施設等を誘導し、周辺地域の生活利便性の向上を図る。</p> <p>沿道地区：沿道サービス施設を誘導しながら、道路利用者の利便性、周辺地域の生活利便性の向上を図る。</p>			
	(建築物等の整備の方針)	<p>閑静で良好な居住環境を確保するため、それぞれの地区の特性に応じ、建築物等の用途の制限のほか、容積率、建ぺい率、建築物の敷地面積、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の形態又は意匠等、垣又はさくの構造、工作物の高さの制限を行う。</p>			
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	南地区 (第一種住居地域)	北地区 (第一種住居地域、 準住居地域)	沿道地区 (準住居地域)
		地区の面積	約1.1ha	約3.9ha	約0.4ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>1. 専用住宅（一戸建住宅）</p> <p>2. 一戸建ての住宅で延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3の各号に掲げる用途（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）を兼ねるもの</p> <p>3. 診療所</p> <p>4. 巡査派出所</p> <p>5. 公衆電話所</p> <p>6. 前各号の建築物に附属するもの（令130条の5で定めるものを除く。）</p>		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 建築基準法別表第二（ほ）の各号に掲げるもの</p> <p>2. 集会所（地域集会所は除く）</p> <p>3. 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 集会所（地域集会所は除く）</p> <p>2. 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p>
	建築物の容積率の最高限度	8/10	—		
	建築物の建ぺい率の最高限度	5/10	—		

建築物の敷地面積の最低限度	1 6 5 m <sup>2</sup>		
地区の区分	南地区	北地区	沿道地区
壁面等の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線（隅切り部分は除く。）までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分を除く。</p> <p>1.高さ3メートル以下の車庫。（ただし、平屋建ての開放性のあるもので屋根の透光性のある材質で葺いたものに限る。）</p> <p>2.物置その他これに類する用途に供する附属建築物で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下の部分。（車庫の用途に供するものを除く。）</p> <p>3.道路境界線から1メートル未満の部分にある出窓等は、突出している部分の外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（隅切り部分は除く。）までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分を除く。</p> <p>1.高さ3メートル以下の車庫。（ただし、平屋建ての開放性のあるもので屋根の透光性のある材質で葺いたものに限る。）</p> <p>2.物置その他これに類する用途に供する附属建築物で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下の部分。（車庫の用途に供するものを除く。）</p> <p>3.道路境界線から1メートル未満の部分にある出窓等は、突出している部分の外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p>	
建築物等の高さの最高限度	<p>建築物等の高さの制限は、次の各号によるものとする。</p> <p>1. 建築物の高さは、10メートル以下とする。</p>	<p>建築物等の高さの制限は、次の各号によるものとする。</p> <p>1. 建築物の高さは、12メートル以下とする。</p>	—
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、原色を避け、良好な街並みにふさわしい落ち着いた色調のものとする。また、看板や車庫等を配置する場合は、周辺との調和のとれたものとする。		
垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線に面して垣又はさくを設置する場合は、原則として高さ1.5メートル以下の生垣又は高さ1.5メートル以下の透視可能なフェンス等とする（地盤面から0.6メートル以下の部分を除く）。</p> <p>ただし、公共施設の安全管理上必要なものについてはこの限りではない。</p>	—	
その他（工作物に関する制限）	—	<p>工作物の高さについては、建築物と一体（屋上など）に設置する場合であっても地盤面から1.5m以下とする。</p>	—





理由

当地区において、周辺環境と調和した良好な住宅地としての環境を形成するとともに、日常生活に必要な利便施設を誘導・維持し、併せてその形成・保全を図るために、本案のとおり決定するものである。

細谷宝木地区地区計画図



凡例

地区計画区域	
南地区	
北地区	
沿道地区	

地区計画について、ご意見ご相談がありましたら

下記までお問い合わせ下さい

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5

宇都宮市都市整備部建築指導課

TEL 028-632-2576

宇都宮市都市整備部都市計画課

TEL 028-632-2565

平成30年5月